



# 日記「少数意見」



— 6 犯罪編 —

JUN

## 2002年3月16日(土) 無期懲役

山口県光市で1999年4月、主婦と11ヶ月の長女が殺害された事件で広島高裁は一審の無期懲役の判決を支持し検察側控訴を棄却した。この判決の中で裁判所は「事前に周到に計画された殺害行為に比して、責任非難の程度はおのずから違う」と述べたそうである。これは従来から裁判所がとっている立場だが納得できない。

ちなみに無期懲役は一生刑務所に入っているわけではなく、10年（少年の場合は7年）で仮出獄が可能である。

完全犯罪をねらって綿密な計画を立て2人を殺害した場合と衝動的に2人を殺害した場合とどちらが悪いか。何年か後に犯人が巷に戻ってきたとき社会にとってどちらが危険かといえば明らかに後者であろう。計画的な犯罪はそれに適した状況が必要だが、衝動的犯罪はどこでも起こる。たとえば保険金殺人は、それが可能な信頼関係を他人との間に築く必要があるが、強盗殺人は金を持っている人がいればどこでもいつでも出来る。

矯正可能性にしても、計画的犯罪を犯す人間はそれなりの知性を有していて学習する能力もあるだろう。すでに犯罪が割に合わないことを学んでいるかもしれない。それに反し、衝動的犯罪者は学習能力が十分にあるか疑問だし、そもそもその衝動が遺伝子レベルの問題であれば矯正は不可能だろう。

光市の事件の犯人の場合心配なのは、彼が何年か後に野に放たれたとき、自分を非難しつづけマスコミにも頻繁に登場した被害者の夫を狙うのではないかということだ。そのような事態が発生したとき裁判官はどうやって責任を取るのだろうか。

取締役が経営判断を誤り会社をつぶした場合には法的、社会的に責任を取らされる。無期になった殺人者が出所し再び殺人を犯した場合、その結果につき裁判官は一切責任がないのか。法的な責任追及は難しいとしても、マスコミは無期の判断を下した裁判官の氏名を公表すべきではないか。

## 2003年9月19日(金) 名古屋ビル爆破犯の憂鬱

JR東日本によると駅や車内における暴力の主役は50代だとのこと。また殺人比率も50代は2

0代を上回っているという統計がある。

名古屋ビル爆破事件の犯人は52才だったそうである。彼はいわゆる全共闘世代に属している。全共闘の時代が正確にいつからいつまでを指すのかわからないが、1967年の第1次羽田事件から1972年のあさま山荘事件までと考えよう。その間、よど号ハイジャック事件、三億円事件、三島由起夫事件などなんども映画になった有名事件が起きた。騒乱と暴力の時代であった。彼は高校2年以降の青春時代をこの環境で過ごしたことになる。

この刺激的な時代は、全共闘世代にトラウマを残し、ベトナム帰還兵が一般社会に溶け込めないように、彼らを日本の社会からウイタ存在にしている。しかし、多くの全共闘世代はそれに気づいていない。彼らはむしろ自分たちの経験を誇りに思い、無神経に自慢する。機動隊に遠くから石を投げたことを勇気と勘違いし、時代の熱に浮かれていたことを思想を持っていたと誤解している。

黒沢清監督の「アカルイミライ」にこのような全共闘世代が登場する。彼は小さなおしぼり工場の経営者で従業員と家族的な触れ合いを欲し、相手もそれを望んでいると思い込んでいる。二人の若いパートタイマーに娘の机を家まで運ばせ礼に夕食を供する。後日、二人のアパートに鮭の折詰持参で訪れた男は、70年代初頭の自分は「なかなかのものだった」といい、あの頃はみんなはっきりと目標が見えていたという。それに対する若者の返答は男と妻の惨殺だった。理由なき犯罪と思う人もいるだろうが、私は良くわかった。全共闘世代は嫌われているのだ。

今日全共闘世代はリストラの対象となり、本来の年功序列のシステムからするとトップになれた人物も実力主義の台頭で疎外され若手にとって代わられる。この世代の憂鬱はこれから益々深まるだろう。

## 2004年6月5日(土) 佐世保少女のマンガ的殺人

マンガ的というのは勿論悪い意味ではない。マンガは日本の誇る文化である。

さて、マンガは元々少年少女を対象として発達し、少年少女を主人公とする作品がたくさん作られた。純粋な少年少女が特別な能力を与えられて活躍するストーリーが多いが、やがて若さと純粋性が力を獲得する必要条件とされてくる。たとえば「新世紀エヴァンゲリオン」では選ばれた少年少女だけがエヴァを動かすことが出来る。彼らは人類の次を託された存在として描かれる。ニーチェの超人のように。

license to kill は007の特権だが、これは多分超人にも当てはまる。人間を超えた存在なら

、人間の作った掟に縛られることはない。人間が動物を殺せるように、超人は人間を殺せるだろう。

少女は、そう10才から15才ぐらいの間に、自分が天才ではないかと感じることがある。彼らの多くは後にそれが錯覚であったことに気づくが、少数の強烈な意志を持った者はそれを確かめる行動に出る。芸術を成すという方法もあるが、人を殺すというのもひとつの選択肢としてある。自由に人を殺せるなら、自分は人間界に属さない人間を超越した存在だ、という理屈である。

佐世保の少女は多分、怒りや恨みのような人間的な感情とは関係なく、選ばれた者の存在証明を得るために殺したのではないか。

マンガ文化の先進国である日本にはこの少女の予備軍が大勢いるのではないか。酒鬼薔薇聖斗はその先駆けで、これからもそれに続く者が出てくるだろう。その中に本当の超人がいるのか、我々俗人には知る術もない。

## 2004年6月9日(水) 佐世保少女の謎

何故白昼の学校が犯行現場になったのだろう。逃げる気がなかったのは分かるが、学習室に行く前に誰何されて止められることも考えられる。

二人でカーテンを閉めて加害者が手で目隠しをしたという。それが本当ならそこまでは二人は協力していたのだ。でも何をしようとしていたのか。

犯行後加害者は教室に戻った。そして教師を犯行現場に案内した。普通は身を隠したいと思うのではないか。

## 2004年6月19日(土) レクイエム 前編

2004年6月1日 12:15

サヤはナオに目配せをして教室を抜け出した。向かうは学習ルーム。

普段使われていない学習ルームには人影はなかったが、給食が終れば誰かが入ってこないとも限らない。

「あと何分？」サヤが聞いた。

「3分」

「この機会を逃すと100年待つんだよね」

「うん。本にはそう書いてあった」

厚いカーテンを締めると学習ルームは真っ暗になった。細い隙間からもれる光が金色の帯になった。

二人は手早く床にチョークで五ぼう星を描き、呪文を唱えた。現れた悪魔は毛の長い小型犬のようで尻尾の代わりに3匹の蛇がついていた。

「えっ！これが悪魔？」

「これよ！私夢で見て絵に描いたんだ」ナオが言った。

「これとはなんだ！」悪魔が怒った。

「ごめんなさい」ナオが謝った。「あなたを夢で見たわ。会えてうれしい」

「わしは忙しいんだから、早く済ませるように」

「願いをかなえてくれるんでしょう？」とサヤ

「その代わりに魂をもらうからね」

「えっ！そんなの知らない！」二人は叫んだ。

「知らない？悪魔がただで願いをかなえるとでも思ったのか。どんな本にも書いてあろうが」二人は顔を見合わせた。

「タイム。今日はやめよう。二人で考えるから、今度にしましょう。また呼ぶから」とサヤ

悪魔は怒った。

「そんな勝手が許されると思うのか！二人とも魂をもらうぞ」

ナオは茫然としていたが、サヤはしたたかだった。

「わかった。わかった。じゃあこうしましょう。まだ私たち小学生だから、少しはサービスしてくれてもいいでしょう。二人の願いが両方ともかなったら、一人の魂をあげるわ。それでどう」

じれた悪魔は怒鳴った。「もう忙しいからそれでいい。早く願いを言え」

「作戦タイム！」と言ってサヤはナオを部屋の隅に連れていった。

「分かるでしょう」

「何が？」

「だから、実現しそうもないことを言うのよ」

「私はピューリッツァー賞がほしいわ」とサヤ。サヤはピューリッツァー賞がアメリカ人にしか与えられないことを知っていた。

ナオは芥川賞と言おうとして考えた。「やっぱ、ノーベル文学賞！」

悪魔は不快感をあらわにした。「いいだろう。そっちがそれならこっちも条件がある。両方の願いがかなったとき二人はまたこの部屋に戻ってくるのだ。そして一人がもう一人の首を斬ってわしに捧げるのだ」

## 2004年6月26日(土) レクイエム 後編

25年後

サヤはアメリカ人ジャーナリストと結婚しアメリカ国籍を得た。そして自らもジャーナリストとして活躍しピューリッツァー賞を受賞した。それから程なく下馬評にも拳がっていなかったナオがノーベル文学賞を受賞した。

2029年6月1日

サヤとナオはボストンの海に見えるレストランで食事をしていた。毎年6月1日に一緒に食事をするのが約束だった。どうしても都合がつかないときでも、その日には電話で話すかメールをするようにしていた。二人はずっと仲の良い友達だった。

二人は黙って海を見ていた。色々話したいことはあったが、いつものように気楽に会話が弾まなかった。

「願いがかなっちゃたネ」サヤがつぶやいた。

「うそみたい・・・サヤのは当然だと思うけど・・・私は変だな」

「そんなことないよ。みんながナオの実力を認めているわよ」

「でも、早すぎるよ」

「悪魔は来るのかな・・・」

沈黙

「夢だよ、あれは。二人で一緒に幻覚を見ていたんだ」とナオ  
「でも、もし本当だったら」  
「どっちかが死ぬんだ」  
「どっちかが殺すんだよ」  
「ごめんね、あんな約束をして・・・」  
「あのときは他に方法はなかったから仕方ないよ」

沈黙

「死ぬ方と殺す方、どっちがいい？」とサヤ  
「死ぬ方」  
「私も」

サヤはハーバード大学で夏季講座を持っていた。ナオはノーベル賞の受賞記念講演のためにボストンを訪れていた。

「ナオが残る」とサヤが言った。「ナオは小説家なんだから私のことを書いてくれるでしょう。みんなが私のことを忘れないように」  
「いやだよ。あなたを殺して生きていくなんて無理。一緒に死ぬ」  
「うれしいけど、ナオが生き残るべきよ。生きてもっと素晴らしい作品を残して」

急に日が翳り、あたりが暗くなった。

2004年6月1日 12:25

そこは学習ルームだった。カーテンの隙間からさし込む光が金色の帯になった。ナオの手の中のカッターナイフがキラリと光った。

## 2005年11月14日(月) タリウム少女

以下は問題の少女が犯人だと仮定しての推論である。

この事件の少女と8年前の酒鬼薔薇聖斗と去年の佐世保小6少女にはいくつかの共通点がある。

先ず、動機が不明である。少なくとも、憎悪とか嫉妬とかのよくある動機はない。次に、何れも高い能力をもっている。未熟な少年少女の犯行ではない。酒鬼薔薇の文才には柳美里が驚いていた。佐世保少女はそのHPを見れば能力は明かだ。ブログを見るとタリウム少女は理系の才能だけでなく、文才もありそうだ。最後に、何れも多重人格がからんでいる。酒鬼薔薇は精神鑑定でその可能性が示唆された。佐世保少女は家裁の最終審判決定（2004年9月17日の日記参照）がそれに言及している。タリウム少女は取調べ中に「まるで人格がコロコロ入れ替わる多重人格のような様子が見られた」（週刊新潮）とのこと。

私は、犯罪学の専門家でも何でもないが、このように高い知能を持った少年少女による不可解な事件が続くというのには何か意味があるのではないか。私の知る限りでは、酒鬼薔薇事件以前にはこのような犯罪はなかったと思う。外国にはこのような事件はあるのだろうか。それとも日本に特有な現象なのか。

何の根拠もないが、私はこれら一連の事件が予兆のように思える。ニーチェのツァラトウストラが超人の到来を告げるために山から下りてきたように、何者かが少年少女に降りてきて彼らを通じてなにかを我々に告げようとしているのではないか。

酒鬼薔薇は自分の行為を、人間の壊れやすさを確かめるための聖なる実験だと言った。今回の事件は、明かに人体実験である。人間が動物を対象に実験を行うように、人間を超えた何者かが人間で実験をしているようにも思える。

## 2006年6月6日(火) 村上市彰逮捕

村上市彰が容疑を認める記者会見を終えてから逮捕された。プロ中のプロとして逮捕されても裁判では絶対無罪になると自信ありげに語っていた同氏が何故突然降参したのか。諸説あるが、裁判で勝つ見込みが無いと判断したのだろう。

では何故プロ中のプロがそのように危ない取引をしたのか。本人はインサイダーの認識はなかったと弁解しているが、危険は十分わかっていたはずだ。それでも引き返さなかったのは何故か。多分みんなが同じようなことをしていたからだろう。

私は、バブルの頃ささやかな株投資をしていた。その時学んだのは、証券会社の薦める株を買ったら損をするということだった。証券会社が教えてくれる情報は誰かが噛んで捨てたガムのようなもので、何の価値も無い。本当に価値のある情報を手に入れるのは少数の特別な人で、その連中がクリームの部分を持っていくのだ。日本の証券市場はインサイダー天国だった。今でもそれは変わっていないのではないか。



「辻元さんの罪」という項でも書いたが、日本の法律はダブルスタンダードだ。違法が野放しになっていてそれが常態である世界がそこらに存在する。しかし、そんな世界でも目立ちすぎると司直は当然のごとく摘発する。マスコミも、目立たない悪には目をつぶり、血祭りに挙げられた犠牲者のみを糾弾する。

これは日本特有の現象ではないかと思うが、あまり論じたものがない。言挙げすること自体がタブーなのだろうか。

## 2006年7月18日(火) 畠山被告

畠山被告に彩香ちゃん殺害容疑で逮捕状が出たとのこと。

この事件の異様さは、動機が理解し難いことだ。自分で殺しておいて、事故と断じた警察に事件としての捜査を執拗に求めるのは異常である。また、豪憲君の殺害により自分が最初に疑われ彩香ちゃんの件も再捜査されることは十分予測できる。

何がおかしいかという、犯行を実行する自分と犯人を処罰したいと願う自分が二人いるかのようなのだ。単一の人格にこのような二面性を認めることは困難だ。

そこでまた頭に浮かぶのは多重人格の可能性だ。これまで書いたように、佐世保小6事件やタリウム少女事件は多重人格を考えると理解しやすい。というか、そう考えないと理解できない。本件はそこまで特殊ではないが、畠山被告が過去のいじめにより解離性人格障害になっていたということは考えられる。

具体的に見ていこう。Aという人格は普通に娘を可愛がる母親だ。畠山被告には、そのような一面があったと報道されている。しかし、畠山被告には、娘を疎んじて娘を殺害してでも自由になりたいと願うBという人格が共存している。Bが出現しているときAは消えていてBの行動を認識できない。でも、AはBの存在を知っているので、彩香ちゃんが行方不明になったときBの犯行だと思った。AはBを処罰したいと思ったが警察は事故と断定した。そこでAは事件であると騒ぎ立て警察の捜査を促した。

では、豪憲君を殺したのはどちらの人格だろう。Aが警察を動かすためにしたのか。それとも、第一の犯行で味を占めたBの犯行だったのか。はたまた第三の人格が出現したのか。

精神医学においては、多重人格（解離性人格障害）はめずらしい症状ではないようだ。しかし、これが刑事裁判で認められたことはない。宮崎勤事件で、多重人格を認定した鑑定書が出されたが裁判所は採用しなかった。多重人格を認めてしまうと、責任という概念が崩壊してしまう。

畠山被告の場合に多重人格を認めると、Bが両事件の犯人であったとして、Bが治療により消滅したら、畠山被告が無罪になるのか。社会的には受け入れにくい結論だろう。

刑法は科学ではなく、もっともらしさの学問だから、真実が世論の考えるところと違う場合世論の側につく。

## 2008年6月7日(土) 多重人格と渋谷短大生殺害事件

2007年8月7日の日記に「裁判で多重人格が問題となったことはほとんど無い」と書いたが、東京地裁は2008年5月28日の判決で短大生の妹を殺してバラバラにした兄を死体損壊については「解離性同一性障害（多重人格）で別人格に支配されていた可能性がある」として無罪にした。

この判決についてはその後新聞、雑誌等で何の論評もされていないようだ。中世の教会が地動説を認めたくらい画期的な判決だと思うのだが。

新聞報道だけで判決を読んでいないので詳しいことは分からないが、殺害時には主人格が支配していたがバラバラにした時は交代人格が支配していたというのだろう。しかし疑わしきは被告人の利益にという原則からすれば、殺害時も交代人格が支配していたのではないかという合理的な疑いはあり両方無罪になるケースではないか。

これは事実認定の問題だから裁判官の判断によるとして、問題は、この一方を有罪として他方を無罪とすることが法律上許されないのではないかということだ。

多重人格とは、物理的に一つの肉体を持った人に二つ以上の人格が共存するということだ。この判決は主人格のみを刑罰の対象と考えている。だから死体損壊のときは主人格は眠っていたので無罪、殺人のときは自分の判断でやったので有罪と判断した。では、殺害のとき交代人格は何をしていたのか。眠っていて殺害について知らなかったとしたら交代人格は無罪だろう。

シャム双生児について考えてみよう。シャム双生児の兄弟がいて、その兄の方が殺人を犯したがそのとき弟は眠っていて何も知らなかった。裁判所は兄を有罪とし懲役刑を科した。さてこの刑は執行することが出来るか。兄弟の身体を分離できないとすれば兄を収監することは無実の弟も

収監することになる。

多重人格についても同じことが言えるのではないか。人格は目に見えないから分かりにくいが個別の自意識を持った人格は頭が二つあるシャム双生児の兄弟と同じように保護されるべきだろう。

刑法の問題としては、今まで自明とされてきた「人」をどう捉えるかが揺らいでくる。責任の主体である人格と身体が1対1で対応していないなら身体を対象とする刑罰は科すことが出来なくなる。

最近の異常な事件は多重人格を疑わせるものが多い。今注目の江東区の女性不明事件にしても、犯人とされる男の平然とインタビューに応じている姿は殺人者のそれには見えない。我々が常識として持っている人間の罪の意識のようなものが感じられない。

異常な事件は氷山の一角でしかなく、多重人格者は日常的に存在するのかもしれない。そういう人とどうやって付き合っていくかは難しい問題だ。

## 2008年7月26日(土) 川口中三父刺殺事件

中学三年の少女が夜中に寝ている父を包丁で刺殺した事件。彼女は「お父さんがお母さんと弟を殺す夢を見た」と言っている。

この夢をみたことが事実なら「覚醒障害」ではないかと専門家は言う。夢遊病などがそれに当たるらしい。

超常科学から見ると、これは予知夢ということになるのだろう。つまり彼女は父が家族を殺す現場に立会い、その衝撃的な記憶が時空を超えて夢となって出現した。彼女はその未来を阻止するために父を殺した。

そんなことはありえず、科学的でもなんでもない、と思う人は多いだろう。でも、世界が科学によって完全に解明されているかというところではない。私は毎日のように人が手も触れずに飛ばされるのを見ている。これは科学的には解明されていないが事実である。

私は靈感のようなものは持ち合わせていない人間だが、私に見えない世界が見えている人はいるに違いない。現代の科学はそのような検証できない（つまり私に見えるように同じものを再現し

ると言っても出来ない)現象はないものとする。そして精神の病気として病名をつけて処理する。

でも多くの人は科学によっては説明できない世界があることを直感を通して知っている。

私が異常な犯罪に興味があるのは、理解を超えた犯罪を犯した人には何か我々には見えないものが見えていたのではないかと思うからだ。それは科学的に繕われている世界の綻びのようなもので、その隙間から全く違った世界が垣間見られるのではないかと期待するからだ。

そのような特殊な「犯罪者」は社会からは隔離され、科学的な治療を施され、多分別な名前で普通の人間としての生活を送るのだろう。

今回の犯人は中学三年だ。2004年に小六で同級生の首を切った佐世保の少女は同じくらいの年になっているはずだ。この二人が話すことが出来れば何かが起きるような気がする。

## 2009年4月22日(水) 毒物カレー事件最高裁判決

最高裁は林真須美被告が犯人であることに合理的な疑いを差し挟む余地はないと言った。

裁判員がこのような事件を判断する場合、この「合理的な疑いを差し挟む余地」があるかないかで悩むことになる。私が司法修習生だったとき、研修所の刑事裁判の教官に、何パーセントの確信があったら有罪の認定をしていいのかを訊いた。教官は100パーセントだと言った。

しかし、実際のところ、自分が体験したことであっても100パーセントの自信を持って言えることは少ない。例えば、昨日の会議で話されたことの半分は既にあいまいになっている。

「合理的な疑いを差し挟む余地」にも幅があるはずだ。附属池田小学校児童殺傷事件の宅間守が犯人でない可能性はほとんどゼロだろう。それに比べて林真須美が犯人でない可能性はかなりありそうだ。

犯人である確率に差がある二人が「合理的な疑いを差し挟む余地はない」というマジックワードで同じ評価を受け同じく死刑に処せられるのは納得がいかない。

教官の言う100パーセントの確信からも分かるように、現在の刑事裁判では裁判官が絶対的な真実を認定できるという幻想が支配している。刑事裁判においては間違いはあってはならないという命題から、裁判官の認定した事実は疑いようがない真実であると言い切ってしまう。

これは権威による社会秩序の維持という目的のためには必要なフィクションかも知れないが、一般人である裁判員にとっては自分の認定した事実が真実であるという自信はないであろう。ここに葛藤が生まれる。

一つの解決法は確率の概念の導入だ。有罪である確率を算定しそれを量刑と結びつける。例えば、林真須美が六割の確率で犯人だと認定したら刑は有期懲役刑にするというような方法だ。これで極端な誤審は防げ、社会正義もある程度達成できる。